

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
6月25日
(火曜日)

目次

- 告示
保安林予定森林（森林整備課）……………一
建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示の一部改正（監理課）……………二
道路の区域の変更（道路整備課）……………二
道路の供用の開始（道路整備課）……………二
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（建築指導課）……………二
○公告
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出（六件）（商政課）……………三
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）……………七
○教委規則
社会教育主事資格の認定規則の一部を改正する規則……………七
山口県立図書館規則の一部を改正する規則……………七
博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則……………七
山口県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則……………八
○教委告示
博物館の登録……………八
○教委公告
契約の締結……………八
○人委規則
山口県人事委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則……………九
職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………九
○人委細則
職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則……………九
○人委訓令
山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………九

- 漁調委告示
漁業法第六十七条第一項の規定による指示……………一〇
○劳委訓令
山口県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令……………一一
○雑報
県報の正誤（令和元年六月十四日山口県公告（二二五））……………一一



山口県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和元年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

下関市豊田町大字一ノ俣字だけ一〇五〇一の五、一〇五〇七の一、字なめらが浴一〇五三四の四、一〇五三四の六、字いちご畑一〇五三六の四、一〇五三六の七、一〇五三六の八、一〇五三六の一〇から一〇五三六の一三まで、一〇五三六の一五から一〇五三六の一七まで

萩市大字佐々並字上小郷一二六七の一、一二六七の二、一二六八、字内草一四五一から一四五三まで、一二二一一の一、一二二一一の二、字小郷一〇五五八の一から一〇五五八の四まで、一〇五五九、一〇五六〇の一、一〇五六一の二、一〇五六一の三、一〇五六二、一〇五六三の一、一〇五六三の二、一〇五六四、一〇五六五、一〇五七〇の九、字中山一〇五六一の一、一〇五六一の五、一〇五六一の七、一〇五六一の九、一〇五六一の一五、一〇五六一の一六、一〇五六一の一八、一〇五六一の二〇、一〇五六一の二二から一〇五六一の三四まで、一〇五六一の三六から一〇五六一の四一まで、一〇五六一の四四、一〇五六一の四六から一〇五六一の四九まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十四号

建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号)の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から施行する。

令和元年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

別記第一号様式から別記第十四号様式までの規定中「**口本工業規格A列ケ**」を「**口本産業規格A列ケ**」に改める。

山口県告示第六十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年六月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 美祢菊川線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
-----	-----	-----------------	--------------	-----

美祢市東厚保町川東字浅畑一五二二の三地从先から 同市東厚保町川東字市井原三五七地 先まで	新	旧	新	旧	
美祢市東厚保町川東字堂瀬七五四の二地先から 同市東厚保町川東字松尾三八〇の一 地先まで	新	旧	新	旧	
	最狭 三〇・四	最狭 六四・〇	最狭 三六・五	最狭 二八・〇	道路改良工事の完了による。
	一七〇・二	一七〇・二	五一六・七	五一六・七	道路改良工事の完了による。

山口県告示第六十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年六月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 美祢菊川線	美祢市東厚保町川東字浅畑一五二二の三地从先から 同市東厚保町川東字市井原三五七地先まで 美祢市東厚保町川東字堂瀬七五四の二地从先から 同市東厚保町川東字松尾三八〇の一地从先まで	令和元年六月二十六日

山口県告示第六十七号

地方自治法施行令(昭和二十二政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、山口県立大学キャンパスモール整備等工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立大学キャンパスモビル整備等工事
- (一) 工事場所 山口市桜島六丁目地内
- (二) 工事の概要

名	称	工 事 内 容
キャンパスモビル及び渡り廊下		外構整備工事一式及び新築工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事の A 等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の令和元年六月二十四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

令和元年七月十一日から同月十七日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和元年七月二十九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―一三八三〇）にすること。



(三七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年六月二十五日から同年十月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームプラザナフコ宇部新館

所在地 宇部市居能町二丁目一四六一の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社ナフコ	深町 勝義	〃	石田 卓巳

四 届出年月日

令和元年六月五日

五 変更年月日

平成三十年六月一日

(三八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年六月二十五日から同年十月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

令和元年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオン下松山田ショッピングセンター

所在地 下松市大字山田一五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男

式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社ナフコ	株式会社ココカラファインヘルスケア	石橋 一郎	塚本 厚志

四 届出年月日

令和元年六月五日

五 変更年月日

平成二十八年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオン下松山田ショッピングセンター

所在地 下松市大字山田一五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳

マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男

式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社ナフコ	深町 勝義	〃	石田 卓巳

四 届出年月日

令和元年六月五日

五 変更年月日

平成三十年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオン下松山田ショッピングセンター

所在地 下松市大字山田一五六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 石田 卓巳

マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社	清水 実	久米 伸吾

四 届出年月日

令和元年六月五日

五 変更年月日

平成三十年七月一日

(三九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年六月二十五日から同年十月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ南岩国店ハード館

所在地 岩国市南岩国町三丁目六番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ 住所 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 石田 卓巳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を 設置する者の代表者の氏名	深町 勝義	石田 卓巳

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ナフコ	〃	〃
---------------------------	---------	---	---

四 届出年月日

令和元年六月五日

五 変更年月日

平成三十年六月一日

(四〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年六月二十五日から同年十月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

令和元年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ長門店新館

所在地 長門市東深川七六二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ 住所 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 石田 卓巳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を 設置する者の代表者の氏名	深町 勝義	石田 卓巳
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社ナフコ	〃

四 届出年月日

令和元年六月五日

五 変更年月日

平成三十年六月一日

(四一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、令和元年六月二十五日から同年十月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

令和元年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン柳井ショッピングセンター

所在地 柳井市大字柳井一七四〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ 住所 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 石田 卓巳

株式会社 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男

株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 上野山孝誠

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗を
設置する者の代表
者の氏名

大規模小売店舗において小売
業を行う者の氏名又は名称

変 更 前

変 更 後

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	富永 幸朗	上野山孝誠
株式会社岩崎宏健堂	株式会社岩崎宏健堂	〃	〃

届出年月日

令和元年六月五日

変更年月日

平成三十年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン柳井ショッピングセンター

所在地 柳井市大字柳井一七四〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ 住所 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 石田 卓巳

株式会社 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男

株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 上野山孝誠

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	深町 勝義	石田 卓巳
株式会社ナフコ	株式会社ナフコ	〃	〃

届出年月日

令和元年六月五日

変更年月日

平成三十年六月一日

(四二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和元年六月二十五日から同年十月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和元年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ周南店

所在地 周南市大字久米一五〇三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ナフコ 住所 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 代表者の氏名 石田 卓巳

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗において小売 業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
届出年月日	令和元年六月五日	令和元年六月五日	株式会社ナフコ	深 町 勝 義	石 田 卓 巳
変更年月日	平成三十年六月一日	平成三十年六月一日	〃	〃	〃

(四三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十一年二月八日山口県公告(二八)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。
当該意見は、令和元年六月二十五日から同年七月二十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。
令和元年六月二十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 Felix88
所在地 下松市望町四丁目一四〇の五
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。



社会教育主事資格の認定規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年六月二十五日

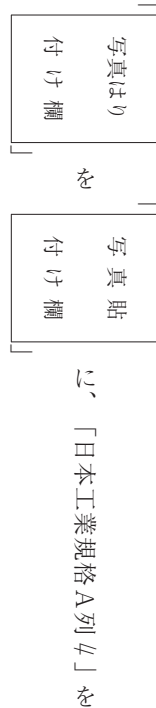
山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第一号

社会教育主事資格の認定規則の一部を改正する規則
社会教育主事資格の認定規則(昭和三十五年山口県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

別記第二号様式中



この規則は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第二号様式の改正規定(「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める部分を除く。)は、公布の日から施行する。

山口県立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二号

山口県立図書館規則の一部を改正する規則

山口県立図書館規則(昭和六十年山口県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列ケ」に改める。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則(昭和二十七年山口県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第六号様式までの規定中「ロヤ」を「ロヤニ」に改める。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

山口県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第四号

山口県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

山口県文化財保護条例施行規則(昭和四十年山口県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「ロヤ」を「ロヤニ」に改める。

別記第二号様式及び別記第二号様式の二中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第三号様式から別記第十一号様式までの規定中「ロヤ」を「ロヤニ」に改める。

別記第十二号様式中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第十三号様式から別記第二十一号様式までの規定中「ロヤ」を「ロヤニ」に改める。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

山口県教育委員会告示第一号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十条の規定に基づき、次のとおり博物館の登録をした。

令和元年六月二十五日

山口県教育委員会

- 一 名称 宇部市学びの森くすのき
- 二 所在地 宇部市大字船木三六一番地の六
- 三 設置者 宇部市
- 四 登録年月日 令和元年六月十日

公告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和元年六月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地 教育庁教育政策課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量 電気 二百万八千二百キロワット時
- 三 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 四 落札者を決定した日 令和元年五月二十四日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地 株式会社F・I・Power 東京都港区芝浦三丁目一番二一三号
- 六 落札金額(予定使用電力量の対価に相当する金額) 三千三百二十六万四千二百九円
- 七 入札公告日 平成三十一年四月五日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者 山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法 購入
 - (三) 落札方式

最低価格



山口県人事委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二号

山口県人事委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

山口県人事委員会聴聞手続規則（平成六年山口県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第六号様式までの規定中「選」を「兼」に、「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第一号様式から別記第六号様式までの改正規定（「選」を「兼」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第三号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和五十年山口県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第八号様式から別記第十九号様式までの規定中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第二十号様式中

年 月 日

を

「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第二十一号様式から別記第二十九号様式の三までの規定中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第二十号様式の改正規定（「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

山口県人事委員会

山口県人事委員会細則第一号

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則

職員の任用に関する規則施行細則（昭和三十六年山口県人事委員会細則第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式までの規定中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

別記第四号様式中「日本工業規格A列3」を「日本産業規格A列3」に改める。
別記第五号様式から別記第十号様式までの規定中「日本工業規格A列4」を「日本産業規格A列4」に改める。

附則

この細則は、令和元年七月一日から施行する。

山口県人事委員会訓令第一号

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年六月二十五日

局 中 一 般

山口県人事委員会

山口県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山口県人事委員会事務局処務規程(昭和四十八年山口県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本漁業漁務A列カ」を「日本漁業漁務A列カ」に改める。

附則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和元年六月二十五日

山口県日本海海区漁業調整委員会

会長 濱本 幾男

一 指示の内容

(一) 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、^{いか}錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえつりとして使用し、かつ、まぐろの採捕を目的として行うまきえつり及び当該まきえつりに係る遊漁案内行為(以下「まぐろまきえつり等」という。)は、禁止する。

- A 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点
 - B 北緯三五度〇三分一一秒東経一三一度〇〇分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三五度〇三分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点
 - C 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度〇〇分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点
 - D 北緯三四度五四分一一秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点
- (二) (一)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえつり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた船舶(以下「承認船舶」という。)

を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

海 域	期 間
次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 a 北緯三五度〇二分一一秒東経一三二度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点 b 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三二度〇九分四一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇九分五〇秒の点 c 北緯三四度五九分一一秒東経一三二度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点 d 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三二度〇六分〇一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇六分一〇秒の点 次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 e 北緯三五度〇〇分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点 f 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇八分四一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇八分五〇秒の点 g 北緯三四度五七分〇一秒東経一三二度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三二度〇七分〇〇秒の点 h 北緯三四度五八分三一秒東経一三二度〇五分〇一秒の点(日本測地系による位置)にあつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三二度〇五分一〇秒の点	令和元年九月十六日から令和二年一月三十一日まで 令和元年七月一日から同年九月十五日まで

(三) (二)の承認(以下「委員会承認」という。)の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。

- 1 漁業のために行う場合にあつては、まぐろまきえつり等に使用する船舶(以下「使用船舶」という。)を所有し、又は使用する漁業者
 - 2 遊漁案内行為のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁業者
 - 3 遊漁のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者
- (四) 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる

期間内に行うまぐろまきえづり等に関し、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）第二十四条第一項に規定する漁場利用協定で、八里ヶ瀬漁場利用協定書という名称の書面により平成六年六月一日に締結されたものを締結した団体の構成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐろまきえづり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。

(五) 委員会承認を受けた者は、まぐろまきえづり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承認船舶の見やすい場所に掲げなければならない。

(六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえづり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。

(七) 委員会が漁業調整上必要があると認めるとき又は委員会承認を受けた者がこの告示による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。

二 指示の有効期間
令和元年七月一日から令和二年六月三十日まで



山口県労働委員会訓令第一号

労働委員会事務局

山口県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年六月二十五日

山口県労働委員会会長 山元 浩

山口県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令

山口県労働委員会公印規程（昭和三十三年山口県地方労働委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「日本工業規格A列ケ」を「日本産業規格A列カ」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

正 誤
令和元年六月十四日山口県公告（二二五）（大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出）



四	ページ		
	上	段	
	六	行	
			同年十月十四日 誤
			同年十月十五日 正

令和元年六月二十五日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁